

議案第76号

川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年 3 月 1 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

管理を行わせる 公施設の名称及 び所在地	指 定 管 理 者		指 定 期 間
	住 所	名称及び代表者名	
川崎市王禅寺余 熱利用市民施設 川崎市麻生区王 禅寺1321番地	東京都渋谷区 道玄坂一丁目 10番8号	ヨネッティードバンスパー トナーズ 代表者 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸 構成員 株式会社東急コミュニティー 代表取締役 木村 昌平 構成員 株式会社日本水泳振興会 代表取締役 坂元 要	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで

参考資料

1 ヨネッティードバンスパートナーズの概要

代 表 者 株式会社東急スポーツオアシス

設 立 令和5年3月31日

資本の額 1億円

従業員数 362人

目 的 主に次の事業等を営むことを目的とする。

(1) アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託

(2) 上記施設内での次の事業の経営及び受託

ア 喫茶店・レストランの経営

イ スポーツ用品店の経営

ウ サウナ風呂及びマッサージ業務営業所の経営

エ 酒・煙草の販売

オ エステティックサロンの経営

カ 整骨院、鍼灸マッサージ院の経営

キ 警備の請負及びその保障に関する事業

(3) 一般旅行業

(4) インターネット・カタログ等による通信販売

(5) 食料品・健康器具及び健康に関する書籍等の販売

(6) 前各号に関する調査・研究・企画等のコンサルティング業務

(7) 前各号に附帯関連する一切の業務

事業実績	(1) 川崎市入江崎余熱利用プール指定管理者 (2) 大阪市立生野屋内プール指定管理者 (3) 大阪市立城東屋内プール指定管理者
構 成 員	株式会社東急コミュニティー
設 立	昭和45年4月8日
資本の額	16億5,380万円
従業員数	10,723人
目 的	主に次の事業等を営むことを目的とする。 (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業 (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及びあっせん (3) 酒類、米穀、煙草、印紙、切手、はがきの販売 (4) その他
事業実績	(1) 川崎市青少年の家指定管理者 (2) 川崎市民プラザ指定管理者
構 成 員	株式会社日本水泳振興会
設 立	昭和54年6月8日
資本の額	3,000万円
従業員数	191人
目 的	主に次の事業等を営むことを目的とする。 (1) スポーツ施設及び健康増進を目的とした温浴施設の運営 (2) スポーツ施設及び健康増進を目的とした温浴施設の企画

及び運営コンサルティング

(3) 宿泊施設の運営及び土地建物の管理

(4) その他

事業実績

(1) 横浜市都筑プール指定管理者

(2) 多摩市立温水プール・多摩市総合福祉センター指定管理者

2 理 由

川崎市王禅寺余熱利用市民施設の指定管理予定者である「ヨネッティードバンスパートナーズ」の代表者「株式会社東急スポーツオアシス」が、令和5年3月31日に新設分割によって新設される「株式会社東急スポーツオアシス」に事業承継することに伴い、代表者が変更となることから、指定管理者を再指定する必要が生じたため。